

広島県告示第五百九十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の
成果を次のとおり認証した。

平成二十年六月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称

三原市

二 調査を行った期間

平成十八年十月から平成二十年一月まで

三 成果の名称

三原市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三原市本郷町上北方の一部

五 認証年月日

平成二十年六月十九日